

症状はそれぞれ「興奮・精神不安定，不眠」（副症状⑥）に該当すると解し得るので，これらを別々の副症状と数えるならば，控訴人は上記各時点において陽性の基準を満たすことにもなる。宮田医師は，こうした立場から，平成18年9月14日，控訴人をシックビルディング症候群と診断した（認定事実(7)ウ）。」

(20) 原判決57頁25行目から58頁14行目までを次のとおり改め，15行目の「この点につき」を「ク また」に改める。

「ア 指針値は，現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から，ヒトがその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても，健康への有害な影響は受けないであろうと判断されている値である（前提事実(7)イ）。これに反して，低濃度の化学物質に長期間反復暴露した場合にも化学物質過敏症を発症し得るという見解が示されているが（認定事実(6)ア），その具体的内容や根拠となる知見は明らかではない。この点について，宮田医師は，控訴人代理人に対して提出した平成23年7月29日付け回答書において，「どの程度の化学物質汚染で発症するかという目安はないが，2週間程度で発症する可能性がある」旨述べているが（甲16），他方，本件高校における講演では，「指針値以下の所に毎日やってくるのがあっても大丈夫である」旨述べてもいる（乙39）。また，同医師は，控訴人代理人に対して提出した平成27年6月18日付け回答書において，「これまでの経験では，敏感な方は，基準値以上のシックハウスに滞在すると，空気汚染濃度にもよりますが，6時間ぐらいで化学物質過敏症になっています。」との見解を示しているところ（甲74），この「6時間」という目安も一般的に承認されたものであると直ちに認めるに足りる証拠はない。しかし，以上を総合するならば，指針値以上のVOCを相当時間被曝しなければ，少なくとも通常は，化学物質過敏症が発症することはないと考えるべきものといえる。

そしてまた，宮田医師は，上記講演及び平成27年6月18日付け回答書において，「過敏反応は，化学物質に暴露されている最中に起こり，暴露がなくなってから期間をおいて起こることはまずない」との見解を示しており（甲74，乙39），

このことからすると、VOC被曝から期間が経過してから発現した症状については、これとVOC被曝との因果関係を認めることは困難と考えるべきである。

イ そこで、控訴人のVOC被曝の状況についてみるに、前記(3)ア(7)のとおり、音楽室及び書道室の内部は、平成16年12月1日の簡易測定の時点で、キシレンの濃度が指針値をある程度超えていた可能性がある。そして、本件防水工事開始後、両室のVOC濃度がある程度速く上昇し、同日時点では気温の低下も相まって既に下降傾向となっていた可能性もあるから、同日より前の相当期間は、両室のVOC濃度が更に高かった可能性もあるものといえる。

しかし、控訴人の両室における被曝の状況は前記(3)イ(7)のとおりであり、清掃監督を1週間に3回、1回当たり10分から15分かけて行っていて、上記簡易測定の日までの8週間の時間を合計すれば4時間から6時間となるが、清掃監督という仕事の性質上、密閉した部屋において測定されるような高濃度のVOCの暴露を、上記作業時間を通じて受けたものとは認められない。

そして、同月2日頃に両室の使用が中止(前提事実(3)ア)されて以降は、両室のVOC濃度が指針値を超えた期間はごくわずかであったと考えられる上(認定事実(3)ソ及び前記(3)ア(7)のとおり、測定においては、平成17年4月28日に音楽室個別練習室左においてキシレン濃度が指針値を超えたのみである。)、控訴人が両室内に立ち入った時間もごく短時間であった(前記(3)イ(7))。

さらに、音楽室及び書道室以外の控訴人が問題とする室内、廊下等の居住空間においては、VOC濃度が指針値を超えた期間があったことは認められない(前記(3)イ(イ)ないし(エ))。

以上によれば、平成16年12月2日までの控訴人の音楽室及び書道室におけるVOCへの暴露も、これにより化学物質過敏症が発症するにはかなり少ないものというべきであり、それ以外の時期又は場所における暴露は、通常は化学物質過敏症を引き起こすとは考え難いものであったといえる。

ウ 他方、控訴人の症状及びその経過についてみるに、平成17年末に発現した

右肘痛及び平成18年3月頃に発現した股関節痛（前記(4)ウ）については、その発現時期が北棟3階及び西棟5階が使用中止となった平成17年4月からも1年近く経過し、本件対策工事が完了した平成17年10月より後であることに加え、整形外科等の分野の専門医による診断、鑑別を経たことも窺われないことからすると、これらを本件事故によるVOC被曝を原因とする化学物質過敏症の発症の根拠とすることはできないものと考えられる。また、痰についても、平成17年7月29日の有機溶剤健康診断の際にその訴えはなく（前記(4)イ）、控訴人自身、これが発現したのが同検査の頃からであると供述しているところ（甲45、控訴人本人）、その頃には本件高校の室内VOC濃度は大きく低下していた上、北棟3階及び西棟5階が使用中止になってから3か月が経過していることからすると、これを本件事故によるVOC被曝を原因とする化学物質過敏症の発症の根拠とすることにも大きな疑問があるというべきである。

そして、その余の症状についてみても、頭痛、全身疲労、動悸等の発現時期は早くとも平成17年1月であるところ（前記(4)ア）、これは音楽室及び書道室の使用が中止されてから1月以上経過した時期であり、化学物質過敏症の前記アのような病態に照らすと、控訴人が両室でのVOC被曝によりこれを発症したにしては遅すぎるのではないかとの疑問を否定することができない（公務災害が認定された

音楽科教諭は平成16年10月には、同じく書道科非常勤講師は同年11月中旬には、それぞれ症状を訴えている（認定事実(3)ト(7)(イ)）。また、これらは身体表現性自律神経機能不全の症状と矛盾しないといえるものである（前記(4)ア、イ）。

エ 控訴人は、平成17年7月の本件高校の健康診断において異常を訴え（認定事実(7)ア）、同年11月以降はやまさわメンタルクリニックの診療を受け（同イ）、平成18年9月に北里研究所病院を受診してシックビルディング症候群、化学物質過敏症と診断され（同ウ）、平成23年1月に再び同病院を受診しているところ（甲24、24の2）、その過程で化学物質過敏症ないしシックビルディング症候群に

対していかなる治療，対応がなされてきているのかは明らかでないが，いずれにしても，控訴人は，症状発現後，本件高校におけるVOC濃度が低減し，さらに平成19年4月に横浜南陵高等学校に転任してからも，その症状は改善せず，むしろ悪化してきている旨供述している（甲45，控訴人本人）。

化学物質過敏症は，いったん発症すると日常生活の中の多種類のごく微量の化学物質にも反応するようになる可能性があるともされているが（認定事実(5)イ，(6)ア），そうだとした場合，少なくとも相当割合の患者は原因物質の除去により症状が改善又は治癒していると考えられるところ（認定事実(5)イ），本件高校におけるVOC被曝が著しく減少ないし消滅した後も，控訴人の症状が長期間改善せずむしろ悪化しているとの事実は，これが化学物質過敏症以外の原因によるのではないかとの疑いを生じさせるものであることが否定できない。

オ 控訴人は，平成18年9月に北里研究所病院を受診した際に，神経生理学的検査（眼球追従運動検査，重心動揺検査及び赤外線瞳孔計による自律神経機能検査）において，眼球追従運動障害，平衡機能障害及び自律神経障害の異常が検出された（認定事実(7)ウ(7)）。しかし，これらの異常も化学物質過敏症に特異的なものではなく，他の様々な原因により発現し得るものである（弁論の全趣旨）。宮田医師も，眼球追従運動検査について，非常に繊細な検査法であり，病院従業員や農業従事者のように化学物質暴露の可能性のある人には異常が出てしまうとしているところ（甲40），控訴人は美術担当教諭として日常的に化学物質の暴露を受けてきた可能性がある者であるが，かかる点についての慎重な鑑別がなされたことを認めるに足りる証拠はない。以上によれば，上記神経生理学的検査の結果によっても，控訴人が化学物質過敏症に罹患していると直ちに認めることはできない。

カ 以上のとおり，指針値以上のVOCを相当時間被曝しなければ通常は化学物質過敏症が発症することはなく，VOC被曝から期間が経過してから発現した症状はVOC被曝との因果関係を認めることは困難というべきであるところ，平成16年12月2日までの控訴人の音楽室及び書道室におけるVOCへの暴露は化学物質

過敏症が発症するにはかなり少ないものであり、それ以外の時期又は場所における暴露は、通常は化学物質過敏症を引き起こすとは考え難いものであった。また、症状の発現時期に照らすと、控訴人の右肘痛及び股関節痛については、本件事故によるVOC被曝を原因とする化学物質過敏症の発症の根拠となるものと認めることはできないし、痰についても、そうした根拠とすることには大きな疑問がある。そして、頭痛、全身疲労、動悸等についても、音楽室及び書道室におけるVOC被曝が少ないという上記疑問があるほか、これらが平成17年1月に発現していたとしてもなお、上記被曝が原因であるに於ては発現が遅すぎるのではないかとの疑問を否定することができず、他方、これらは身体表現性自律神経機能不全の症状と矛盾しないものである。そして、神経生理学的検査結果の異常も、これにより化学物質過敏症の罹患を直ちに認めることはできないものであり、他方、控訴人の症状が長期間改善せずむしろ悪化しているとの事実は、これが化学物質過敏症以外の原因によるのではないかとの疑いを生じさせるものである。

以上を総合すると、控訴人が化学物質過敏症ないしシックハウス症候群を発症しており、本件事故によるVOCの被曝がその原因となったとの事実が、合理的疑いを抱かせない程度に明らかにされたものと認めることはできない。

キ なお、控訴人は、東海大学医学部教授坂部貢医師作成の意見書（甲79）も提出しているところ、同意見書には「SBSを発症しうる濃度の吸入により身体影響を受け、その後遺障害として現在の神経機能障害（中枢性眼球運動障害、重心動揺異常等）が継続して認められるとの医学的判断に矛盾は無い。仮に、揮発性有機化合物の影響は関与しないとすると、柳沼殿の症状経過を医学的に説明することは極めて困難である。」「本SBSの影響（急性）によって、その後遺障害として中枢神経機能障害を主体とした化学物質不耐（いわゆる化学物質過敏症）を発症したことに対する医学的判断に矛盾がないこと（化学物質過敏症の合意事項に一致する典型的な経過）」といった記載がなされている（なお、同記載中のSBSはシックビルディング症候群の略称である。）。しかし、同意見書は、その記載から北里研

究所病院における神経生理学的検査の結果（認定事実(7)ウ(ア)）を踏まえていることとはうかがわれるものの、それ以外のいかなる診断、検査の結果やVOC被曝等の事実を根拠とし、いかなる医学的知見に基づいて上記結論を導いたのかが明らかでなく、これが上記アないしカの認定を左右するものとは認められない。」

(21) 原判決59頁3行目の次に行を改めて次のとおり加える。

「(6) よって、その余の点を判断するまでもなく、控訴人の請求は理由がない。」

(22) 原判決59頁4行目から61頁15行目までを削除する。

2 よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 山 田 俊 雄

裁判官 納 谷 肇

裁判官 内 田 博 久

控訴人の音楽室・書道室での暴露時間

年度	月日	曜日	滞在理由と滞在時間(清掃当番以外)	音楽室 清掃	書道室 清掃	合計滞 在時間
2004	9月16日	木	清掃当番	0.3		0.3
2004	9月17日	金	清掃当番		0.3	0.3
2004	9月21日	火	清掃当番	0.3		0.3
2004	9月24日	金	清掃当番		0.3	0.3
2004	9月28日	火	清掃当番	0.2		0.2
2004	9月30日	木	清掃当番	0.3		0.3
2004	10月1日	金	教室の状態の確認・対策の検討・清掃当番 1時間		0.3	1.3
2004	10月5日	火	清掃当番	0.3		0.3
2004	10月7日	木	教室の状態の確認・対策の検討・清掃当番 1時間	0.3		1.3
2004	10月8日	金	事務長への要請内容の相談・清掃当番 1時間		0.3	1.3
2004	10月12日	火	清掃当番	0.3		0.3
2004	10月14日	木	清掃当番	0.3		0.3
2004	10中旬		事務長への交渉の相談 2時間			2
2004	10月20日	水	事務長への交渉の相談 1時間			1
2004	10月21日	木	事務長への交渉の相談・清掃当番 1時間	0.3		1.3
2004	10月22日	金	清掃当番		0.3	0.3
2004	10月26日	火	清掃当番	0.3		0.3
2004	10月28日	木	清掃当番	0.3		0.3
2004	10月29日	金	清掃当番		0.3	0.3
2004	11月2日	火	清掃当番	0.3		0.3
2004	11月4日	木	教頭への要請の打ち合わせ・清掃当番 1時間	0.3		1.3
2004	11月5日	金	施工業者との交渉・要請 2時間			2
2004	11月8日	月	校長への要請の打ち合わせ 1時間			1
2004	11月9日	火	清掃当番	0.3		0.3
2004	11月10日	水	施工業者との交渉・要請 2時間			2
2004	11月12日	金	清掃当番		0.3	0.3
2004	11月16日	火	清掃当番	0.3		0.3
2004	11月17日	水	施工業者との交渉・要請・抗議行動			2
2004	11月18日	木	清掃当番	0.3		0.3
2004	11月19日	金	清掃当番		0.3	0.3
2004	11月24日	水	校長への要請の打ち合わせ・現場確認 0.5時間			0.5
2004	11月25日	木	校長への要請の打ち合わせ・現場確認 0.5時間	0.3		0.8
2004	11月26日	金	校長への要請の打ち合わせ・現場確認 0.5時間		0.3	0.8
2004	11月29日	月	校長への要請の打ち合わせ・現場確認 0.5時間			0.5
2004	11月30日	火	校長への要請の打ち合わせ・現場確認 1時間			1
2004	12月1日	水	検査立ち合い・抗議行動・交渉 2時間			2
2004	12月3日	金	事務長への交渉打ち合わせ・現場確認 0.5時間			0.5
2004	12月初旬		学年会として書道室を使用 1時間			1
2004	12月6日	月	教育施設課鈴木氏に現場説明・事故経過を聞く 1時間			1
2004	12月8日	水	検査結果の確認・教室確認 0.5時間			0.5
2004	12月9日	木	検査立ち合い・要請・検査の説明を受ける・抗議 2時間			2
2004	12月10日	金	校長への要請の打ち合わせ・現場確認 0.5時間			0.5
2004	12月13日	月	教育施設課への交渉打ち合わせ・現場確認 0.5時			0.5
2004	12月14日	火	教育施設課への交渉打ち合わせ・現場確認 0.5時			0.5
2004	12月17日	金	教育施設課への交渉打ち合わせ・現場確認 0.5時			0.5
2004	12月21日	火	教育施設課担当者との交渉打ち合わせ・現場確認 0.5時間			0.5
2004	12月22日	水	校長との交渉打ち合わせ・現場確認 0.5時間			0.5
2005	1月17日	月	西棟5階検査立ち合い・交渉 2時間			2
2005	1月19日	水	校長との交渉打ち合わせ・現場確認 0.5時間			0.5
2005	1月20日	木	校長との交渉打ち合わせ・現場確認 0.5時間			0.5
2005	1月25日	火	校長との交渉打ち合わせ・現場確認 0.5時間			0.5
2005	1月31日	月	検査立ち合い・交渉・要請 1時間			1
2005	2月14日	月	校長との交渉打ち合わせ・現場確認 0.5時間			0.5
2005	2月16日	水	検査立ち合い・交渉・要請 1時間			1
2005	2月25日	金	検査立ち合い・交渉・要請 2時間			2
2005	2月26日	土	検査立ち合い・交渉・要請 2時間			2
2005	2月28日	月	検査立ち合い・交渉・要請 2時間			2
合計	56日間				時間	47.7